

# 生計維持関係の再確認の為

## 被扶養者(家族)の資格確認調査実施

提出期限7月30日(火)

現在被扶養者として認定されている方が引き続き資格があるか確認のため調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

■資格確認対象者は、現在被扶養者として認定されている方で下記①②以外の被扶養者です。

- ①平成31年4月1日以降に認定された被扶養者
- ②令和元年9月末日までに退職される方の被扶養者

健康保険では、被保険者(本人)だけでなく、その被扶養者(家族)にもさまざまな給付を行っています。本来、被扶養者に該当しない人を被扶養者として認定する事は健康保険組合の財政に大きな影響を与え、将来的には皆様の保険料などの負担増につながることであります。ぜひご理解いただきますようお願いいたします。

### \* 収入のある家族の認定について \*

被扶養者の認定は、認定対象者の年間収入限度額が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は、180万円未満)など、被扶養者認定関係法令・通達等で大枠は決められていますが、認定対象者の年間収入、生計維持関係の実態、同一世帯の判定など、個々のケースについては、健康保険組合の判断に委ねられています。

特に、最も重要な認定要件であります「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態とは、認定対象者の生計費の半分程度以上を被保険者から、日常継続的に支援を受けている実態をいいます。

その生計費について社会通念として当健康保険組合では、国民一般の標準的な生活の水準を求めため「家計調査」(総務省)等に基づき、全国・勤労者世帯の消費支出について、人事院勧告で毎年報告される費目別、世帯人員別標準生計費を目安に算定します。ただし、当健康保険組合の生計費は、雑費Ⅱ(その他の消費支出)の額を除きます。

なお、上記により被扶養者認定を行うことが生活の実態と著しくかけはなれるなど、妥当性を欠く場合には、事情に応じた認定を行うものとします。

- 標準生計費の費目
  - 食料費…食料
  - 住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品
  - 被服・履物費…被服及び履物
  - 雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
  - 雑費Ⅱ…その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

### 2. 費目別、世帯人員別標準生計費※(平成30年4月)

《全国》月当り額

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		25,490	40,770	50,640	60,510	70,380
住居関係費		47,720	52,300	47,030	41,750	36,480
被服・履物費		2,580	9,010	10,350	11,690	13,020
雑費Ⅰ		32,860	29,680	55,050	80,430	105,800
雑費Ⅱ		8,280	18,930	23,450	27,970	32,480
計		116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
雑費Ⅱを除く額		108,650	131,760	163,070	194,380	225,680

※人事院のホームページからご覧になれます。  
平成30年人事院勧告⇒参考資料4生計費関係



○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう

○保険給付支給通知書は大切に保管しましょう

○医療費控除を受ける時必要になります。

## 被扶養者に関するQ&A

- 被扶養者が企業に就職して本人として健康保険に入ったのですが、被扶養者から自動的に外されますか？  
資格喪失には手続きが必要です。被扶養者が就職して、別の健康保険や国民健康保険、協会けんぽなどに加入したのに、「被扶養者(異動)届」を提出していない場合、2つの健康保険に二重で加入していることになってしまいます。健康保険の被扶養者の条件を満たさなくなった場合は、すみやかに届け出てください。
- 無職・年収が少ない家族を被扶養者にすることができますか？  
通常被扶養者に該当する者は、収入のない配偶者、16歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母並びに障害者と認められる者とされています。それ以外の者については、通常就労し得る状態にあることから、自ら収入を得て生計維持すべきもので、単に無職・年収が少ないとの事由では、被扶養者として認められません。
- 年収が年収限度額の130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は、180万円未満)であれば被扶養者にすることができますか？  
配偶者の認定要件は、年収が年収限度額未満で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。  
子供の認定要件は、年収限度額未満であり、かつ「学校教育法に定める学生の者」または、「病気等で就労不能の者」で、主として被保険者の収入により生計が維持されている状態で判断します。また、夫婦共働きの場合は、被扶養者の人数に関係なく、原則として年収の多い方の被扶養者になります。  
親、その他の認定要件は、年収限度額未満であっても、「主として被保険者の収入により生計を維持されている」と判断されなければ被扶養者として認められません。認定対象者の生計費は、前記の「収入のある家族の認定について」に示しました、費目別・世帯人員別標準生計費を目安に算定します。  
費目別・世帯人員別標準生計費 月当り額(平成30年4月)

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
108,650円	131,760円	163,070円	194,380円	225,680円
1人当り	(65,880円)	(54,357円)	(48,595円)	(45,136円)

- 同居している父母について、母に全く収入がありません。父に約200万円の年金収入がありますが、母を被扶養者にすることはできますか？  
両親のどちらか一方の収入が認定要件である年収限度額未満でも、両親の年収を合計し、生計費の半分以上がまかなえると健保組合が判断した場合は、被扶養者として認められません。  
両親と同居していても、夫婦は同居してお互いに助け合い、援助しあう義務があります。父親の収入は父親自身と母親の生活費にあてられるのは当然ではないかと思われれます。
- 妻のパート収入が年収100万円以下ですが被扶養者にすることができますか？  
配偶者の年収が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満)で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。
- 妻がパート勤務を始めたばかりのため給与明細書が1ヵ月分しかありません。添付書類はどうしたらよいですか？  
1ヵ月分では年収の見込み額の計算ができないため、提出期限の7月30日時点で添付できる月数分を添付してください。また、調査書の平均収入月額、勤務開始日を必ず記入してください。必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。
- 妻のパート収入が年収50万円ほどで扶養範囲内において勤務していますが書類は必要ですか？  
必要です。収入が扶養範囲内でも金額に関係なく、書類にて確認しています。
- 妻がパート先の給与明細、源泉徴収票を紛失してしまいました。添付書類はどうしたらよいですか？  
給与明細については、パート先で再発行してもらうか、各社人事(総務)課にあります年間給与等支払証明書に事業主(パート先)の証明を受けてください。源泉徴収票についてもパート先で再発行をしてもらうか、源泉徴収票の代りに所得証明書か非・課税証明書を市町村窓口で発行の手続きをしてください。(源泉徴収票の代わりとして、市民税・県民税特別徴収額の通知書写でも可)

- 失業給付(雇用保険)を受けている妻を被扶養者にすることができますか？  
受給日額が3612円(60歳以上の方は5000円)以上の場合、被扶養者にすることができません。雇用保険は失業時の、生活の安定を図るために支給されるもので、被保険者に生計を依存しているとは言えないからです。
- 自営業をしている妻を被扶養者にすることができますか？  
自営業をしている場合、原則として被扶養者として認められません。自営業者は、経営者として自分の責任と決断で事業を行っており、ただ単に年収が認定要件である年収限度額未満であっても、社会常識に照らして自活の備えは当然と判断されれば、被扶養者として認められません。
- 被保険者である私の給与が180万円、妻のパート収入が120万円あります。妻の年収が130万円未満ですが被扶養者にすることができますか？  
妻の年収が年収限度額未満でも、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。ただし、被保険者の年収には、給与収入以外の収入(年金、農業、不動産等)も含まれますので、これらの収入がある場合は、収入が証明できる書類を添付してください。
- 子供が大学を卒業しました。その後就職していませんが、引き続き被扶養者にすることができますか？  
就労年齢に達した者の被扶養者認定は、就学・障害・療養等のため就労できない事由が生じている者とされています。したがって引き続き認定とはなりません。
- 子供が現在大学生ですが、アルバイトの収入が月額12万円(年額換算144万円)あります。引き続き被扶養者にすることができますか？  
たとえ学生であっても、年収が130万円以上の場合引き続き認定とはなりません。健康保険の被扶養者の対象となるのは、年収が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満)で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合であることと限られているからです。
- 夫婦共働きの場合は、子供等はどちらの被扶養者にすることになりますか？  
被扶養者の人数に関係なく、原則として前年の年収の多い方の被扶養者になります。

## 第3回健康保険業務研修会を開催!

令和元年6月6日(木)、勝又自動車会議室にて第3回健康保険業務研修会を開催、今回の出席者はグループ各社より12名、健保職員6名、社外より今年度の新規保健事業を託す健康保険組合連合会の長澤保健師、あまの創健の担当者を迎え20名となりました。

健康保険を取り巻く情勢と、今後を見据え今年度の保健事業への取り組みを中心に、出席された各社の担当者との意見交換を行いました。

今後も各社と健保組合でコラボヘルスを共有していくため研修会を続けてまいります。

